

■ 転出届に伴う手続きのご案内

【転入について】

- ・新しい住所に住み始めた日から14日以内に、市区町村役場(所)の窓口で転入届をしてください。
新住所、転出日(予定)が変わった場合でも、今回発行した「転出証明書」でさしつかえありません。

- 転入届に必要なもの
- (1) 転出証明書(または、転出証明書に準ずる証明書)
 - (2) 届出人の本人確認書類(運転免許証等)
 - (3) 届出人の印鑑(認印でよい)
 - (4) その他(転入先でお尋ねください。)

【マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して転出届をされる方】

- ・持ち物は上記に加え、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードが必要です。
(カードの暗証番号が必要です。世帯内のカード所有者全員の暗証番号を確認してください。)
- ・紙の転出証明書は交付されません。
- ・転出予定日の翌日から起算して30日、または転入日の翌日から起算して14日のいずれか早い日までに
転入先の市区町村役場(所)で転入の手続きをしてください。(期間経過後は、紙の転出証明書が必要となります。
また、その場合はマイナンバーカードおよび住民基本台帳カードの継続利用もできなくなります。)

【その他の注意事項】

- ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方は、転入先の市区町村役場(所)に持参してください。
転出予定日から30日経過、又は転入をした日から14日経過した場合には、マイナンバーカード及び、
住民基本台帳カードは廃止となりますので、注意してください。

※ 通知カードは、令和2年5月25日で制度が廃止されました。

これにより、転入先で住所等の追記ができなくなりましたので、
勤務先への提出等、マイナンバーを証明する書類として使用することができません。
マイナンバーの提出が必要な場合は、転入先の市区町村役場で、
『マイナンバーカードの交付を受け、その写しを提出する』
または、
『住民票(マイナンバー記載あり)を取得し、それを提出する』
の、どちらかで対応してください。

- ・転入届を行わないと、選挙人名簿に登録されません。その他、以下の行政サービスが受けられないことがあります。
国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、国民年金、児童手当、義務教育、予防接種 等

正当な理由がなく転入届を行わない場合は、過料に処せられることがありますので、注意してください。

- ・都合により転出を取り止める場合は、「転出証明書」と本人確認書類を持参のうえ、知多市役所市民窓口課
で転出取消の手続きをしてください。

◆市民窓口課

- * 印鑑登録証の返却 ⇒ 印鑑登録証をお持ちの方
- * 住民基本台帳カードの返却 ⇒ 住民基本台帳カード(転入の特例に該当をする世帯は除く)をお持ちの方
本日お持ちでない場合は、転入先で返還してください。

※ 印鑑登録は転出日をもって自動的に廃止されます。必要であれば、転入した市区町村であらためて印鑑登録の
手続きをしてください。ただし、転出日の前日までは「転出証明書」を持参すれば、本市で印鑑登録証明書の交付を
受けることができます。

「転出」の手続きは終了しましたが、次ページ以降の案内に該当する場合は、それぞれの課で手続きをお願いします。

* 次のページをご覧ください。

◆保険医療課

<p>* 国民年金</p> <p>・住所変更(1号加入者の方) ⇒ 転入先で手続きが必要です</p> <p>・資格喪失届(1号加入者で国外への転出) ⇒ 年金手帳 保険医療課で手続きが必要です</p>
<p>* 国民健康保険(社会保険等の加入者及び被扶養者以外の方)</p> <p>・資格喪失届(適用終了届) ⇒ 保険証、高齢受給者証(交付を受けている方のみ) 限度額適用認定証(交付を受けている方のみ) 振込口座のわかるもの</p> <p>・世帯主変更届 ⇒ 保険証、高齢受給者証(交付を受けている方のみ) 限度額適用認定証(交付を受けている方のみ)</p> <p>※ 来庁者のマイナンバーカードなどの顔写真のついた本人確認のできる書類も持参してください。</p>
<p>* 後期高齢者医療(75歳以上の方、及び65歳以上で一定の障がいのある方)</p> <p>・資格喪失届(県外への転出) ⇒ 後期高齢者医療被保険者証 振込口座のわかるもの *保険医療課発行の負担区分証明書を持って 転入先の市町村で手続きをしてください。</p> <p>・資格変更届(県内への転出) ⇒ 後期高齢者医療被保険者証 振込口座のわかるもの</p>
<p>* 子ども医療(中学校卒業までの子ども。なお、障害者医療・母子家庭等医療の受給対象者は小学校就学前まで。)</p> <p>・受給資格喪失届 ⇒ 医療費受給者証</p>
<p>* 障害者医療</p> <p>・受給資格喪失届 ⇒ 医療費受給者証</p>
<p>* 母子家庭等医療(配偶者のない母または父で18歳までの児童を扶養している方とその児童)</p> <p>・受給資格喪失届 ⇒ 医療費受給者証</p>
<p>* 精神障害者医療</p> <p>・受給資格喪失届 ⇒ 医療費受給者証</p>
<p>* 後期高齢者福祉医療 ⇒ 医療費受給者証 後期高齢者医療の手続きの際にお尋ねください</p>

◆福祉課

<p>* 障害者福祉手当 ⇒ 身体障害者手帳、療育手帳または 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>* 自立支援医療(更生医療・育成医療) ⇒ 受給者証</p> <p>* 障害福祉サービス利用者 ⇒ 受給者証</p> <p>* 福祉タクシー利用者 ⇒ 福祉タクシー助成券</p>

◆長寿課

<p>* 福祉タクシー利用者 ⇒ 福祉タクシー助成券</p> <p>* 高齢者福祉サービス利用者 ⇒ 長寿課へお尋ねください</p> <p>* 介護保険</p> <p>・届出 ⇒ 介護保険被保険者証 振込口座のわかるもの</p>
--

◆子ども若者支援課

- * 児童手当(中学校卒業までの児童を養育している方、または児童手当受給者の方<公務員は勤務先で手続き>)
 - ・届 出 ⇒ 消滅届、転出先への連絡票(必要な持ち物等)をお渡しします。
- * 児童扶養手当(父または母がいない、父または母に重度障がいがある、両親がいない児童を養育している方)
 - ・届 出 ⇒ 転出届、転出先への連絡票(必要な持ち物等)をお渡しします。
- * 遺児手当(同上)
 - ・届 出 ⇒ 資格喪失届
- * 特別児童扶養手当(心身に障がいを持つ20歳未満の児童を養育している方)
 - ・届 出 ⇒ 転出届
- * 障がい児通所施設利用者 ⇒ 児童発達支援通所受給者証の返却

◆幼児保育課

- * 保育所等を利用していた方 ⇒ 幼児保育課または利用施設へ申し出てください

◆水道課

- * 水道の休止、使用者変更、所有者変更 ⇒ 所有者変更は、印鑑必要
- * 水道料金・下水道使用料の未納がある方は、水道課にて納付をお願いします。

◆下水道課(南部浄化センター内) 〒478-0045 知多市南浜町25番地 TEL 0562-55-9591

- * 井戸水を利用していた方 ⇒ 下水道課で手続きが必要です。
「水道水以外の水の使用(変更)申告書」の提出をお願いしています。
詳しくは下水道課へお尋ねください。
- * 下水道事業受益者負担金を納付中・猶予中の方 ⇒ 下水道課へお申し出ください。

◆税務課

- * 固定資産税(固定資産を所有している方で、海外に移住される方)
 - ・届 出 ⇒ 税務課へお尋ねください
- * 125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車を所有している方
 - ・届 出 ⇒ 税務課へお尋ねください
- 上記以外の軽自動車を所有している方 ⇒ 税務課では手続きができません。
手続場所のご案内をします。税務課へお尋ねください

◆収納課

- * 市県民税、軽自動車税、国民健康保険税、固定資産税・都市計画税の未納がある方は、収納課にて納付をお願いします

◆学校教育課

- * 新入学予定者(小学校)9月初旬から入学式まで ⇒ 新就学者通知書(転出)
- * 新入学予定者(中学校)1月中旬から入学式まで ⇒ 新就学者通知書(転出)
- * 区域外就学 ⇒ 転学通知書
《許可基準あり》
- * ご不明な点がございましたら学校教育課へお尋ねください

◆市内小中学校

- * 転校手続き ⇒ 転学通知書を提出し、在学証明書・教科書無償給付書を発行してもらってください

◆環境政策課

- | | |
|---------------------|--|
| * し尿くみ取りの廃止 | ⇒ 残りの確認券
くみ取りを継続する場合も申請が必要です |
| * 犬の登録事項変更 | ⇒ 転入先で手続きをしてください
鑑札、愛犬カード(愛犬手帳)をお持ちください |
| * 知多墓園
・利用許可証の変更 | ⇒ 利用許可証、変更後の利用者の住民票(本籍記載)、
手数料(200円) |

◆都市計画課

- | | |
|-------------------|---|
| * 市営住宅入居者 | ⇒ 転出者の除票、世帯全員の住民票(全記載) |
| * 朝倉駅前駐車場の定期駐車利用者 | ⇒ 知多市有料駐車場(朝倉駅前駐車場)指定管理者
タイムズ24株式会社へお尋ねください
電話 052(307)3000 |

◆健康推進課(保健センター) 〒478-0017 知多市新知字永井2番地の1 TEL 0562-54-1300

- | |
|---|
| * 妊産婦、乳児健康診査受診票、予防接種の予診票が残っている方は、転入先で、差替発行手続きをしてください。 |
|---|

◆選挙管理委員会(総務課内)

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| * 在外選挙人名簿登録
・出国される日本国籍の方 | ⇒ 総務課へお尋ねください。 |
|-----------------------------|----------------|

知多市役所

〒478-8601

知多市緑町1番地

電話 : 0562(33)3151(代表)

R3.4.1~